

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

《ご旅行条件書》

＜本旅行条件書の意義＞

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行はトラベルエー株式会社（以下「当社」といいます）が企画募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と当社が企画募集する旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の条件・条項は、募集広告、パンフレット、ホームページ、旅行契約の条件書、本旅行出発前にお届する確定書面（最終旅行日程表）及び当社が企画募集する旅行契約の部にあります。
- (3) 当社は、お客様がご自分の定める旅行日時に従って運送（宿泊機関等の提供とするお客様、宿泊宅その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社又は「受託販売所」に記載された当社への受託営業所（以下「当社等」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、パンフレット、カタログ、ホームページに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。但し、当社業務の都合上、専用の写真・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただき、その一部として優待金に充当し、旅行代金に充当しない場合は、当社が契約の締結をご希望と申し込みに受領したとき、成立する場合は、旅行代金に充当するものとします。
- (2) 当社等は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段により旅行契約の予約の申込を申し込みを受け付けるとします。この場合、予約の締結時点で契約は成立してござります。当社等が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に内容を確認の上、ご承諾の旨の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払がされないときは、当社等は、お申し込みはなかったものと扱って取ります。
- (3) 旅行契約は、電話によりお申込の場合、本項(2)より申込金を当社等に受領したとき、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社等がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約により契約の成立を成立させるものと、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 旅行契約は、旅行申し込みが二つある場合、旅行の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社等が定める日までに、構成者の名簿を当社等に提出しなければならない旨の日までに、第26項による第三者提供が提出されることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当社等は、契約責任者が構成者に対して責任を負うものとします。この責任が予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものとはしません。
- (7) 当社等は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合は、旅行開始前においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウェイティングの取扱い

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結するとができる状態になった時点で旅行契約を成り立たせる取扱い（以下「ウェディングの取扱い」といいます。）を行うこととさせていただきます。

(1) お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、「当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウエイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書に申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。」

- (2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様に旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに「預り金」を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当社の前(2)により「旅行契約の締結を承諾した旨の通知」を当社がお客様に発したときから、この通知が電子承諾通知の方法によってお客様に発したときお客様に到達した時点で成立するものとします。
- (4) 当社は、ウェディング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社は、ウェディング期間中で当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知をお客様に発したときから、この取扱いは前(4)の場合と同様とします。なお、お客様からのウェディングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただきます。

4. お申し込み条件

- (1) 以下ご満の方では親権者の同意が必要ですが、15歳未満もしくは中学生以上の方では参加には保護者の同行を条件としてさせていただきます。
- (2) 参加にあたっては特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別・年齢・資格・技能その他参加が当該の旅行する条件に合致しない場合は、参加を断ります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社等に対して暴力的または不当な要求行為や取引に關して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風俗を流布したり、偽計や欺瞞を用いて当社等の信用を棄損し、当社等の利益を害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー、動物アレルギーの患者の方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みに参加できない特別の制限を設けてお断りいたします。（旅行契約成立後に、ご参加を断る場合も直ちに申し出ます。）
- (7) あらためて当社がご案内申し上げます、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出させていただきます。

- (7) 前号の申請・出をされた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際しては、お客様の状況及び必要とされる措置についてお話しし、又は書面でお知らせを申し上げていただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同意、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するなどの等条件とすることがあります。また、お客様よりお申し出いただいた措置は、有償かつ医師の判断を要する場合があります。旅行契約のお申し込みをお断りする場合、旅行契約の解除を要する場合がございます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために譲じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合、お客様がご旅行中に連絡がとれない場合は、(6)(7)(8)はお申し出の日から旅行開始後、2週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様が、旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき、当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を必要とするため必要な措置をとらせていただきます。これにかかわらず、お客様の費用負担は原則として当社が負担いたします。
- (11) お客様の別のお客様による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお客さまの参加があります。
- (12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき、当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と確定書面（最終旅行日程表）のお渡し

- (1) 当社等は、旅契約成立後、速やかにお客様に 旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行条件及び当社等がお客様の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はインターネット、ホームページ、本旅の予約画面をとおすなど、お客様に適した方法でお渡しします。また、お客様に旅行送金機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を利用しても旅行開始日の前日までに お渡しします。ただし、お申し込みの開始日より前日から前日までの間に、お客さまがご都合により契約書面記載内容にて最終旅行日程表と異なる場合もございます。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たたる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社等が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

- [illegible]

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食費代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
(2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要となる表示料、入場料、チケット、ホームペーじ料、旅行代金に含まれない明示された他の費用。
(3) 上記費用をお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- ## 9. 旅行代金に含まれないもの
- 前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）。
 - (2) 空港施設使用料。（ハンプレット、ホームページに明示した場合は除きます。）
 - (3) クルーズ代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - (4) 希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
 - (5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
 - (6) 自宅から発着地までの交通費（宿泊費）。

10. 追加代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した代金を除きます。)
- 1) パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル、部屋タイプ又はあらかじめ旅行代金に含まれているサニタリー、食卓等の直接支払のグレードアップのための追加代金。(現地施設費の負担を支払いは除きます。)
 - 2) 「食事前ラッシュ」等を基本として、「食事前ラッシュ」等の差額代金
 - 3) パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - 4) その他、パンフレット、ホームページ等で「××××××××××追加代金」「××××××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額代金等を除く。)

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合にお

いて、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することとあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

2. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後に、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1) 旅行予定の運送機関の運賃に起因する経済情勢の変化等により通常想定する程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額ただし旅行代金を変更いたしません。ただし、旅行代金が増額変更するときは、旅行開始日より前日から起算してさかのぼって15日以前にあたる日より前、
- (2) 当社は本項(1)の定まる適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めたとおりにより、その減少額が旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額ただし旅行代金を減額します。
- 第11項より旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けた旅行者サービスに對して取消費料、運賃料その他に支払ひ又はこれらから支払ひがけられない費用)を要するが、が増加したときは、サービスの提供がけられないにもかかわらず運送・宿泊機関等席座席・船艙その他の諸設備の不足が原因により、より変更の場合を除き、当社はその変更差額ただし旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金の異変を旨をバンプ・トゥ・ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

3. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位と事項のみに譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出いただきます。この際、空券に要する手数料として所定の金額を用いたいただきます。既に航空空券を発行している場合、別途再発券に金銭を用いた請求を行う場合があります。当社の承諾を得た後、お客様の地位と事項は、請求書に効力を持ち、以後旅行契約上の地位と事項を、あなたが承諾し契約に関する一切の権利及び義務を継承するとみなすこととなります。当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

4. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取り消しなされる場合は、
パブリック・ホームページ記載の取消料を、ご参加のお客様からは1
室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をおそれさせていただきます。
(2) 当社の責任とならないお客様の取消上の事由に基き、取消料にならない
場合、所定の取消料をお支払いいただきます。
(3) 旅行代金ご期日までに支払いただけないときは、当社は当該期日の翌日にお
いてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料を
お客様より請求させていただきます。
(4) お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行
程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の
取消料をお取ります。

15. 旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権
お客様はパンフレット、ホームページに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。
- (2) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の左欄に掲げるもののうち重要なものである場合に限りです。
b. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊施設等の旅行者サービス提供の中止
c. 官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき
- (3) お客様が上記(2)記載の①、第 5 項の②に記載の確定書面（最終旅行日程表）と同項に記載する日より遅く取消料を支払ったときは、利用する留宿先・当座内容の内容を終了し旅行日程表を取り消す場合であり、利用する留宿先機関を明らかにするなど旅行者サービス又は、その提供者を特定する旨の通知にもかわらず、これを特定しないかたです。
e. 当社等のご身に属すべき事により、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従って旅行実施が可能とならなかったとき。
- (4) お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該等は旅行契約を解除することがあります。これは、本項(1)に①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
f. 次の項目に該当する場合は、当該等は旅行契約を解除することがあります。
a. お客様が当社等にあらわしく明示した性別・年齢・資格・技能その他旅客参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
c. お客様が病氣、必要ない助舟者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられず、認められた中止を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨けたらお客様の責任と認められたとき。
d. お客様が契約内容に合理的範囲を超える負担を求めたとき。
e. お客様の人数がパンフレット、ホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼり 19 日目にあたる日より前(但し旅行は 3 日以上に当たる日より前)に旅行中止の意思表示があったとき。
f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社等があらわしく明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはお客様の中止が極めて大きいとき。
g. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊施設等の旅行者サービスの提供の中止
h. 官公署の命令その他の当社等の関係するべき事由が生じた場合において、旅行の実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき

- ③ 当社等は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しました。

16. 旅行開始後の解除

- ① お客様の解除権により、ご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、お支払いの払い戻しをいたしません。
- ② お客様の書面による解除の場合、ウェブサイト、ホームページに記載された旅行サービスへの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなど当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約解除することができます。
- ③ 本項(1)②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者が自己負担した部分に該当する部分に限り、お客様が解除された事由により、取消料その他のものに支払ひ、又は当該旅行サービスに際して取消料その他のものに支払ひ、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様にお払い戻します。
- (2) 当社の解除権
- ① 当社は次に掲げる場合においてはおお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する権利を有します。
- a. お客様が旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる不従事その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- a. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することと判明したとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示に従うこと、遵守すること、又は同行する他の旅行者に対する対応に協力することは何等でも、団体旅行の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、連発・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、天然災害等の不可抗力の事由の発生し、合理的な事由が生じた場合において旅行の継続が不可能となったとき。
- (3) 解除の効果及び戻金
- ① 本項(2)の事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したときにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他のもの名目で既に支払ひ、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社が旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払ひ、又は支払わなければならない取消料・違約料その他のもの名目による費用を差し引いてお払い戻しいたします。
- ② 本項(2)①のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じておお客様のご負担で出発地へ戻するための必要な手配をいたします。
- ③ 当社が本項(2)①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係も、将来にわたって終了と見做します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効に弁済がなされたものとし、

17. 旅行代金の払い戻し

(1) 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から

- 起発して7日以内に、旅行代金の記載又は旅行開始日の解除による払戻しにあってはクレジット、ホームページに記載した旅行終了日の前日より起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様に当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- クーポン券の引渡し後の払戻しについては、お渡したクーポン券の額が必要となります。クーポン券の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1) 「添乗員同行」は、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するためには必要と認められる範囲内において、旅行会社は清潔な服装と安全なための添乗員の指針に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 「現地添乗員同行」は、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。 「現地係員同行」
- (3) 「表示コースには、内」添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- (4) 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しない旅行は、お客様ご自身の旅程管理をお願いいたします。お客様は旅行サービスの提供を受けるために必要となるカード類をお渡しし、旅行会社より旅行サービス提供を受けるために必要とされるお客様ご自身で旅行サービス、交通機関、ホテル等のサービス提供の予約等ご都合で急遽、旅行を取り止める場合、取扱販売店・連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定サービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡・取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされない場合は、権利放棄としたことになり、旅行サービスが提供されません。ご注意。また、必要とされる区間に現地添乗員が同行しない区間及び添乗員の業務を必要とする事由がある場合において代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代客させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、おきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 連送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- ③ 連送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④ ③の命令、命令による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤ 自由行動中の事故
- ⑥ 食中毒
- ⑦ 盗難
- ⑧ 連送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- (3) 不可抗力による損害発生の日から起算して14日以内は、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内は、当該に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。)を限度として賠償します。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)でお客様の責任が生じるのか否かを問わず、当然かつ急激な外來者による被害により、お客様の募集企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來者の事故により、その生命・身体に被られた一定の損害につきましてはは死に傷金（500万円）、後遺障害補償金（1500万円を上限）、入院（2万円以上50万円以下）及び手術（5万円以上50万円以下）等の費用、手荷物に対する損害につきましては当該募集企画旅行（手荷物1個又は1人あたり10万円を上限、1募集企画旅行のお客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集企画旅行に含まれる旅行社サービスの提供が、切られる限りについては、その旨パンフレットに掲載されたホームページに明示した場合に限り、当該募集企画旅行参加中とはいたしません。
お客様が募集企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山登り等は「ビッケル、アイゼンジャール、ハンマー等の登山用具を使用するもの」、ジップライン、ボブスレー、スカイダイビング、パラシュート、ボルネオ探検、短距離走車（モーターバイク、スクーター、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジョイフルプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社は現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅用カード等を含みます。各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款にて定められている補償対象外物品については、損害賠償金を支払いません。
- (4) 当社は本項(1)に基づき補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を負担することになりますが、お客様が履行されるべき損害賠償額がその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故に、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を遵守しないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様に対し損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後においては、契約書面に記載された旅行サービス内容と認識した方が、契約書面に記載された旅行サービスが提供されたと認識した方が、旅行地において速やかにその旨を旅業員、幹旅員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社がお客様の責に帰すべき事由によるものであるため、かかる措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期までに当社に指定する方法で支払われなければなりません。
- (5) ① 乗券券額戻りの場合、当該クーポン券額の戻金に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別添の参加料金表を受取て当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット、ホームページ等で企画者：当社と明示します。
- (2) オプショナルツアーの運行事務者が当社以外である旨をパンフレット及びホームページ等で明示する場合は、当該オプショナルツアーに参加中のお客様に発生し得る第20項（特別補償）の規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金は又見舞金を支払います。（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無害配日」でありかつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。）また、当該オプショナルツアーの運行事務者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事務者の定め及び現地法令に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能な場合、又は、パンフレット、ホームページ等で「その旨を明示する」場合、当該可能な場合、又は、パンフレット、ホームページ等で「その旨を明示する」場合、当該可能な場合の特別補償規程は適用されず、お客様に発生し得る損害に対しては、同項の規定に基づき補償金は又見舞金を支払います。（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無害配日」でありかつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①、②、③で規定する変更を除きます。）、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社の第19項(1)の規定に基づく責任が発生する場合が明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- (1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア、旅行日程に支障をきたす天災、地震、大気災害、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、火災、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ、延滞、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画と異なる運送サービスを提供し、キ、旅行参加者の生命又は身体に安全確保のために必要な措置
- (2) 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときも当該解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。但し、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合において、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 本項(1)規定にかかわらず、当社が(1)の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める旅行代金に15%を乗じた額とし、支払った額が1,000円未満の場合は、当社は変更補償金の額が1,000円とされ、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (4) 当社はお客様同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金		
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを超えた場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット、ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1) パンフレット、ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に発生したときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注2) ③に掲げる変更については、①～⑥の利率を適用せず、⑨の利率を適用します。
- (注3) 1件とは、送迎機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件として扱います。
- (注4) ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊中の複数発生した場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- (注5) ④に掲げる送迎機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- (注6) 送迎機関の社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、連立・宿泊機関の両方のものの変更に伴うものをいいます。
- (注7) 送迎機関の社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）に以下のとおり必要な個人情報を提供いたします。

① 通信契約の履行条件に当該取扱いを要する場合があります。また取扱可能と受入カードの種類により受託旅行業者より異なる場合があります。また取扱可能と受託旅行業者により受託旅行業者より異なる場合があります。また取扱可能と受託旅行業者により受託旅行業者より異なる場合があります。

② 申し込みの際に氏名・住所・電話番号（クレジットカード番号）、「カード有効期限」等を当社等に通知していただきます。

③ 通信契約による所行契約は、当社等が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又はメールにてお客様に通知し、お客様の同意を得た後に実施いたします。

④ 当社等が e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合も、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

- (4) 当社等とは提携会社のカードにより上記の広帯への会員の署名なくして
「バンクパスポート」ホームページに所定額の旅行代金又は「第
14項」の利用日より前までに支払うことができます。この場合、旅行代金(減
額)は旅行開始日より前までに支払うことができます。
- (5) 契約解除のお申し出が、当社等が旅行代金から取消料を差
引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減
額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日と(減
額)と信等理由により、会員のお申し出のクレジットカードでの支払い
ができていない場合、当社等は通約契約を解除し、当社等が別途指定す
る金額に現行の旅行代金と当社等が別途指定する金額との差額を
お支払いいただきます。この場合は「第14項」の取消料と同額の違約料を申し
受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込の販売員にお問合ください。

26. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社等は、旅行申込みの受付に際しまして、所定の申込書に記載された項目について、お客様の個人情報を自分から提供したお客様が当社へ提供いただいたか否かを、一部の個人情報をご本人よりご確認いただくことにより、お客さまのご希望に応じて、必要な個人情報の取り扱いをさせていただきます。なお、お客さまの個人情報が、お取引先等に必要とされることがある場合、お客さまのお申込に基づき、依頼先の受取にできない限り、必要とありますが、取得した個人情報は「受信依頼欄」に記載されている（総合）旅行業協会の旅行管理者等個人情報管理者を通じて当社に対応いたします。
- (2) 当社等は、旅行申込みの際に取得した個人情報について、お客様との間の旅行契約において運用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行サービスの内容を受領するためのサービスの手続きおよびそれらの旅行サービスの受領のための手続は必要範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要となる範囲内、並びに旅行先への土産物店等でお客様の買物の便宜のために必要となる範囲内で、前号より取得したお客様の個人情報を業務上必要な範囲内に限って、送付・送信・提供し得るものとさせていただきます。なお、あらかじめご了承ください。また、送付・送信・提供することによって利用いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データについてはお客様に同意いただいております。このほか、当社には、①当社等及び当社等の提携会社や商品・サービスに関するアンケートの回答等②旅行参加履歴の見え易く統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがございます。
- (3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合に備えて、お客様の旅行中の国内外連絡先の方の個人情報をお伺いいたします。お客様の個人情報は、お客様の安全確保のため、国内連絡の必要がある場合には、当該お客様の個人情報を当社等に提供させていただきます。なお、お客様は国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することによって国内連絡の方の同意を得るものとしません。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等その他本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社に委託しております。当社の委託先企業は、当該委託先企業が当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報管理を預けたいします。
- (5) 当社は、当社が保有するお客様の各個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要とされる利用可能な個人データを、当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様の御申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためなどに、これらを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除の御申出窓口、お客様の個人データ管理を共同利用する当社グループ企業における個人情報保護政策を掲載しているホームページ（<https://www.travel-inn.co.jp>）をご参照ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット、ホームページに明示した日となります。

28. その他

- [illegible]

きます。また、利用航空会社の変更により、同一サービスの条件に変更が生じた場合でも、第19項(1)及び第23項(2)の責任をいみません。

(10) 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

(11) 「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」「乗員同行の有無」「最少旅行人員」「旅行業務取扱申請者の氏名」等はパンフレット、ホームページ等の募集広告及びご案内書面等でご確認ください。

※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等をお求めになった場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

募集型企画旅行（国内）取消料

- お客様は、募集型企画旅行契約において下記取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

契約解除の日		取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算して	1. 21日前までの解除	無料
	2. 20日目（日曜日旅行の場合は10日目）に当たる日以降8日目に当たる日までの解除	旅行代金の 20%
	3. 7日目に当たる日から2日目に当たる日までの解除	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日に解除	旅行代金の 40%
	5. 旅行開始日当日の解除（6に掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

イ. 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券（ＰＥＸ運賃等）を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社が

契約解除の日		取消料（お一人様）
旅行開始日の 前日から起算 してさかのぼ って	1. 旅行契約締結後に解 除する場合（2から6 に掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取 消料等の額以内
	2. 20日目（日帰り旅行 は10日目）に当たる 日は8月8日に当たる 日までで解除（3から 6までに掲げる場合 を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
	3. 7日に当たる日から 2日前に当たる日まで で解除	旅行代金の30%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
	4. 旅行開始日の前日の 解除	旅行代金の40%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
	5. 旅行開始当日の解除 （6に掲げる場合を除 く。）	旅行代金の50%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
	6. 旅行開始後の解除又 は無連絡不参加の場 合	旅行代金の100%以内

- (注1) 貸切船舶に利用する募集型企画旅行契約は、当該船舶に係る取消料規定により船主によりする。
- (注2) 当社の責任とならない乗客の取上りの事由に基づき、お取り消しになられる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (注3) 旅行代金に別項で明記して支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日にお支払いが済んだ旅行代金を解除したものとし、取消料と同額の違約料をお支払いいたします。
- (注4) お客様のご都合による出発日の変更、遅滞・泊機間隔の変更等行程中の一部の日程については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。
- (注5) 航空券取消料の額が旅行契約の取消料と異なる場合に、発生した航空券の戻金権利を確約すること并希望するお客様は取消料にお申し出下さい、ただし、利用航空会社の航空券取消料条件はそれぞれの航空会社のウェブサイトでご確認いただけます。不明な点は販売店へお問合せください。

旅行企画・実施

トラベルイン株式会社

観光庁長官登録旅行業 第1750号 (一社) 日本旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者

このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、
ご遠慮なく営業所の旅行業務取扱管理者にご質問ください。